

富里市名誉市民条例

平成24年3月16日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市民又は市に縁故の深い者で、市に対して功労のあったもの又は広く社会の進展、学術文化の興隆に多大な貢献をし、その功績が顕著なものに対し、富里市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈り、その功績をたたえることを目的とする。

(決定)

第2条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て、これを決定する。

(選考委員会)

第3条 名誉市民の選考について審議するため、富里市名誉市民選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、諮問の都度、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) その他市長が認める者

4 委員は、当該諮問に係る答申が終了したときは、解職されるものとする。

5 選考委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(顕彰)

第4条 市長は、名誉市民に対し、富里市名誉市民証及び富里市名誉市民章を贈るとともに、その功績を公表して顕彰するものとする。

(特典等)

第5条 市長は、名誉市民に対し次に掲げる特典又は待遇を与えることができる。

(1) 市が行う式典への招待

(2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた特典又は待遇

(称号の取消し)

第6条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失

い、市民の尊敬を受けなくなつたと認めるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。